**令和７年度介護保険施設等指導方針**

　福島県介護保険施設等指導要綱第６条の規定に基づく、令和７年度の指導方針については、下記のとおりである。

記

介護保険施設等に対する指導監督は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させるとともに、高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割を担っている。

県内の介護保険施設等は介護予防を含め、約1590事業所あり、本県においては、これまで、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るために、介護保険施設等に対する指導を実施している。

こうした中、近年、高齢者虐待疑い、不正請求などの不適正情報に加え、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに併設された事業所における不正などが増えており、指導監督の強化が求められている。

　令和６年度の運営指導の結果では、文書指摘の多くが「加算要件を満たさない不正な請求」であり、文書指導においては、「業務継続計画（ＢＣＰ）などの研修や訓練の未実施」、「委員会等での結果等の従業員への未周知」、「記録の未作成や不備」などの運営基準が遵守されていないものが多い。その他、個別サービス計画の作成や見直しなどが個々の実態に即して行われていないものが確認されている。

　併せて、令和６年度は、利用者に重大な危害を及ぼす虐待や悪質性の高い不正請求などに対して監査を実施し、行政処分を行っている。

以上の状況を踏まえ、今年度における介護保険施設等の運営指導は、以下の重点指導事項に基づき、適切な方法により実施する。

また、必要に応じて、市町村と連携して指導・監査を行うとともに、不適正情報等のあった介護保険施設等に対しては、迅速かつ厳格に指導・監査を行うものとする。

さらに、増加する不正情報に対応しつつ、より多くの介護保険施設等の運営指導を実施するために、効果的かつ効率的な取組を進めるものとする。

**１　重点指導事項**

（１）適切な利用者サービスの確保

ア　サービス計画の作成について

・　利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別サービス計画の作成、モニタリング及び計画の見直し状況の確認

　　イ　高齢者虐待等の未然防止について

　　　・　身体拘束の適正化、虐待防止の推進に向けた取組状況の確認

　　ウ　日常生活費に要する費用、預り金等の取り扱いについて

・　食費等の日常生活費の徴収の状況及び預り金の取り扱い状況の確認

（２）適正な報酬請求や人員配置等の確保

ア　介護給付費の算定について

・　基本報酬及び介護職員処遇改善加算その他各種加算の算定状況の確認

・　減算要件がある給付費の算定状況の確認

イ　人員基準、勤務体制の確保等について

・　配置基準に定める職員の資格及び員数の確認

・　兼務職員の勤務体制（勤務時間）の確認

**２　運営指導・監査の方法**

令和７年度の運営指導及び監査の実施にあたっては、「福島県介護保険施設等指導要綱」及び「福島県介護保険施設等監査要綱」に基づき、実施するものとする。

**３　運営指導を行う介護保険施設等の選定方針**

（１）選定時点

原則として令和７年４月１日時点で指定を受けている介護保険施設等（以下「施設等」という。）とする。ただし、年度途中に指定を受けた施設等については、必要があると認められた場合に対象とする。

（２）選定方法

　　　次に掲げる施設等を優先的に選定し実施する。

ア　不適正情報の提供があった施設等で、その内容が運営上の問題があると疑われ

る施設等

イ　前年度に行政指導（勧告）若しくは行政処分を受けた施設等

ウ　過去の指摘事項により改善状況の確認が必要な場合などで、継続的な指導が必

要とされる施設等

　　　エ　指定後１回も運営指導を実施していない施設等（昨年度指定された施設等を除

く）

　　　オ　高齢福祉課が立入調査を予定している高齢者向け住宅や有料老人ホームに併設

された施設等

カ　当該施設等を運営する社会福祉法人が施設監査の時期に当たっている施設等

（併設施設等も運営指導の対象）

キ　昨年度指定された施設等

　　　ク　相当の期間（原則６年以内、介護老人保健施設にあっては４年以内）に、運営

　　　　指導を実施していない施設等